

平成28年8月19日

足場工事における感電事故の防止のお願い

近年、九州管内の外壁工事や塗装工事等の足場工事において、感電死傷事故が続発し、平成26年度から現在までに9件の感電死傷事故が発生しております。

九州産業保安監督部では、国土交通省九州地方整備局と連携して、感電事故防止を図るため建設業関係団体へ協力依頼を行いました。

(背景と目的)

建設工事等の足場工事における感電事故は、その原因として①配電線近接作業にも係わらず電力会社への防護具取付けを依頼しない②自家用高圧設備近接作業にも係わらず電気主任技術者への連絡や相談をしない③感電の危険性についての認識が不足している等が原因となり発生しています。

そこで、当該建設業者に対する監督指導を行っている国土交通省九州地方整備局と連携し、建設業関係団体に対し電気事故防止のための協力依頼(資料1)を行い、感電事故の未然防止を図ることとしました。

(協力依頼内容)

建設工事等の足場工事において、感電事故の発生が危惧される場合には、下記の要請を行う等感電事故の未然防止を図って頂きますよう周知をお願いいたします。

記

- 電力会社の配電線の近接作業等となる場合は、電力会社に対し防護具取付けの依頼等を行う。
- 高圧開閉器や引込みケーブル等の電気工作物の近接作業となる場合は、電気主任技術者(外部委託の場合は保安法人や管理技術者)へ連絡相談を行う。
- 足場工事で感電の危険性がある場合は、停電して作業を実施するか、又は絶縁用防護具を装着する等の措置後に作業を行う。
- 下請け足場工事事業者等に対して、感電の危険性や感電事故防止について保安教育を行う。

(本発表資料のお問い合わせ先)

九州産業保安監督部電力安全課長 東(ひがし)

担当者: 徳嶋(とくしま)、大坪(おおつぼ)

電話:092-482-5520(直通)

平成28年8月

建設業関係団体 御中

経済産業省九州産業保安監督部
国土交通省九州地方整備局建政部

建設工事等の足場工事における感電事故の防止について（協力依頼）

近年、九州管内の外壁工事や塗装工事等の足場工事において、感電死傷事故が続いており、平成26年度から現在まで9件の足場工事に伴う感電死傷事故が発生しております。

直近の事故例では、今年7月に事業場の外壁工事に伴う足場工事に際し、電力会社に防護具取付けの申請はしたものの待ちきれず、作業を開始してしまい配電線に接触し感電死亡した事故が発生しました。

こうした建設工事等の足場工事における感電事故は、その原因として①配電線近接作業にも係わらず電力会社への防護具取付け依頼なし②自家用高圧設備近接作業にも係わらず電気主任技術者への連絡相談なし③感電の危険性についての認識不足等が原因となり発生しています。

つきましては、貴団体（支部、協会、連合会）関係者及び下請け足場工事事業者に対して、このような建設工事等の足場工事において感電事故の発生が危惧される場合には、下記の要請を行う等感電事故の未然防止を図って頂きますよう周知をお願いいたします。

記

- 電力会社の配電線の近接作業等となる場合は、電力会社に対し防護具取付けの依頼等を行う。
- 高圧開閉器や引込みケーブル等の電気工作物の近接作業となる場合は、電気主任技術者（外部委託の場合は保安法人や管理技術者）へ連絡相談を行う。
- 足場工事で感電の危険性がある場合は、停電して作業を実施するか、又は絶縁用防護具を装着する等の措置後に作業を行う。
- 下請け足場工事事業者等に対して、感電の危険性や感電事故防止について保安教育を行う。

【本件に関するお問い合わせ先】

福岡市博多区博多駅東 2-11-1

九州産業保安監督部電力安全課長 東

担当者：徳嶋、大坪

電話：092-482-5520 FAX：092-482-5973